

文化フォーラム春日井・視聴覚ホール お申込みの手引き



平成21年4月1日作成
(平成24年10月16日改訂)

公益財団法人かすがい市民文化財団 舞台グループ

〒486-0844 愛知県春日井市鳥居松町 5-44
文化フォーラム春日井

TEL:0568-85-6868 FAX:0568-82-0213

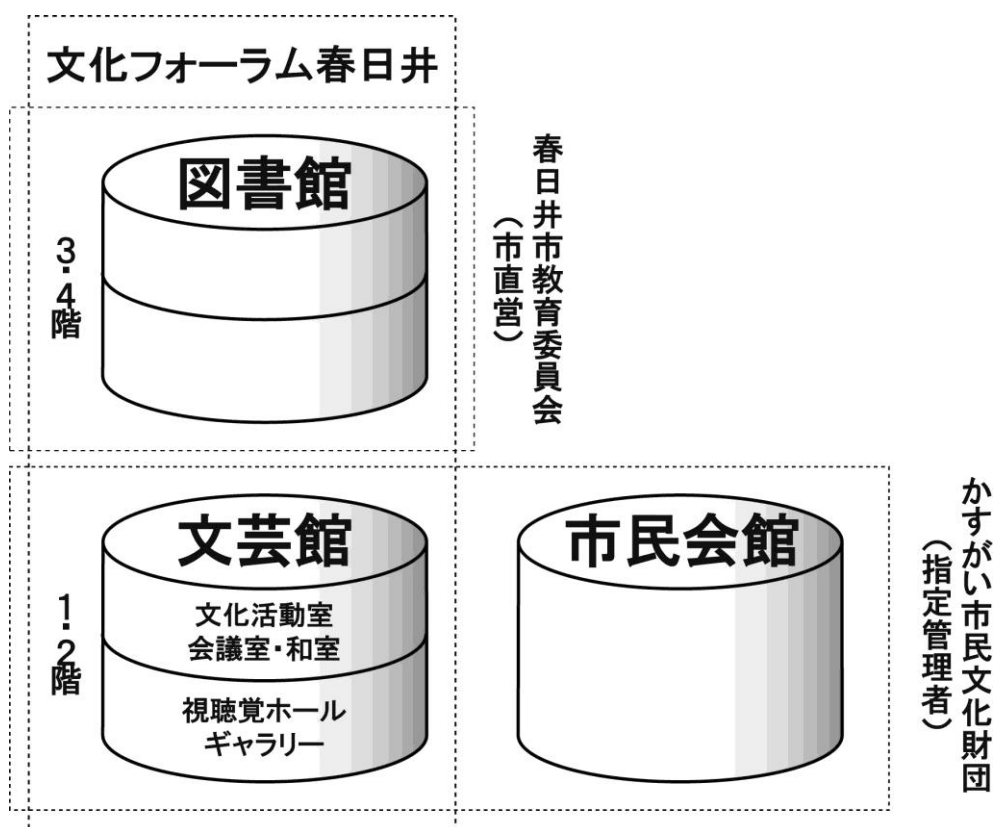
メール:butai@kasugai-bunka.jp

ホームページ: <http://www.kasugai-bunka.jp/>

1 文化フォーラム春日井・視聴覚ホールの概要

文化フォーラムと(公財)かすがい市民文化財団について

- 文化フォーラム春日井は、「春日井市文芸館(1・2階)」と「春日井市図書館(3・4階)」で構成される複合文化施設です。
- 春日井市文芸館は、「芸術文化の振興に関する催し物」のためにご利用いただくことができます。
- 春日井市文芸館は、(公財)かすがい市民文化財団(以下「財団」と言います。)が春日井市の指定を受け指定管理者として管理しています。



設備概要

- 舞台 4分割昇降式 間口8.1m×4.02m(実効間口7.87m×4.02m)
- 客席 198席(前部4列は手動移動式72席、後部5列目以降は電動収納式126席)
- 控室 2室(間仕切りを開けて1室としてご利用できます)

開館時間・・・9時～21時30分

- 開館時間 9時～21時30分
- 休館日 1 月曜日(祝日の場合は翌日)
2 年末年始(12月29日～翌年1月3日)
3 その他、設備の点検等のため、臨時に休館することがあります。

ご利用区分とホール使用料・・・一日最大25,800円

ご利用区分			ホール使用料
午前	9:00 ～ 12:00	(3時間)	7,000円
午後	13:00 ～ 17:00	(4時間)	9,400円
夜間	17:30 ～ 21:30	(4時間)	9,400円

(連続利用時)

ご利用区分			ホール使用料
午前・午後	9:00 ～ 17:00	(8時間)	16,400円
午後・夜間	13:00 ～ 21:30	(8時間30分)	18,800円
全日	9:00 ～ 21:30	(12時間30分)	25,800円

- 1 最長3日間まで連続してご利用できます。ただし、休館日は含みません。
- 2 ご利用時間には準備と後片付けに要する時間を含みます。看板・花などの搬出入、ホワイエの準備・後片付け、ピアノ調律など、全ての作業が時間内に収まるようお願いいたします。
- 3 原則としてご利用時間を延長することはできませんが、他の利用に支障がないと認められるときは超過または繰上することができます。ただし、超過または繰上時間1時間について、夜間の区分にかかる使用料の2割に相当する額をいただきます。

控室・給湯室

	仕様		施設使用料
控室B	15.37㎡(約9畳)	間仕切りを開けて 一室としてご利用できます。	無料
控室C	15.37㎡(約9畳)		
給湯室			

※ 控室Aはギャラリーの附属施設なのでご利用できません。

附属設備(有料・・・午前・午後・夜間の区分毎に使用料が必要となります)

	仕様	単位	使用料(円)
ピアノ	YAMAHA C. F III	1台	4,120円
	KAWAI RX-A	1台	2,060円
音響反射板	幅183cm×奥行87cm×高さ462cm	1枚	300円
プロジェクター	書画カメラ、DVD、VHS、PCなどに接続可 (PCはご利用者の持込みとなります)	1式	2,060円
スライド映写機	OMNIGRAFIC 550XENON	1式	1,540円
16ミリ映写機	CX-350 XENON	1式	2,060円
展示用パネル	縦210cm×横120cm	1枚	50円

- 1 附属設備をご利用希望の場合は、ホールのご利用申込み時にお申し出ください。
- 2 ピアノの使用料に調律料および調律の手配は含まれておりません。

【例】 展示用パネル2枚を午前・午後とご利用されると、使用料は50円×2枚×2区分で、合計200円となります。

2 お申込み方法

お申込み期間・・・6ヶ月前の初日から3日前まで

ご利用希望月の6ヶ月前の初日からご利用になる日の3日前までの間にお申込みできます。ただし、月の初日が休館日に当たる場合はその直後の開館日となります。

ご利用希望月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
お申込み月	10月～	11月～	12月～	1月～	2月～	3月～
ご利用希望月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
お申込み月	4月～	5月～	6月～	7月～	8月～	9月～

- ※ 会議室はご利用希望月の2ヶ月前の初日からお申込みできますが、視聴覚ホールと連動してご利用する場合のみ6ヶ月前からお申込みできます。
- ※ 月初めのご利用は、場合によって、7ヶ月前の初日からお申込みできますので、ご注意ください。(詳しくは7ページをご覧ください。)

月をまたぐ連続した2日以上を利用しようとする場合の申込み開始日について

当施設の長期利用促進のため、月をまたぐ連続した2日以上を利用しようとするときの申込み開始日については、ご利用希望期間の最初の初日が属する月の6ヶ月前の初日に、お申込できます。

- 1 例のように、8月31日と9月1日を連続して利用しようとする場合、2月1日にまとめてお申込みできます。
- 2 ただし、連続して利用しようとする内容に、関連性があり不可分である場合のみとします。
- 3 また、利用許可申請後の利用の取消しは、真にやむを得ない場合を除いて差し控えてください。

【例】

通常の申込み開始時期

月	火	水	木	金	土	日
8/26	8/27	8/28	8/29	8/30	8/31	9/1
← 2月1日からの申込み →						
9/2	9/3	9/4	9/5	9/6	9/7	9/8
← 3月1日からの申込み →						

月をまたいで利用する場合の申し込み開始時期

月	火	水	木	金	土	日
8/26	8/27	8/28	8/29	8/30	8/31	9/1
← 2月1日からの申込み →						
9/2	9/3	9/4	9/5	9/6	9/7	9/8
← 3月1日からの申込み →						

← 月をまたいで利用 →

- 4 連続利用は、最長3日間(休館日を含まない)のご利用ができます。

※ 月をまたぐ場合でなくても、最長3日間(休館日を含まない)、連続してご利用ができます。

お申込み受付時間・・・8時30分から21時30分まで

- 1 お申込み受付時間は、8時30分から21時30分となります
- 2 各月のお申込み初日のみ午前9時までのお申込みを一括して受け付けし、ご希望が重なった場合は抽選を行います。
※ 抽選に参加する場合は、午前9時までにご来館ください。
※ ご来館の順番は、抽選には影響しません。
- 3 各月のお申込み初日の抽選終了後は、先着順で受け付けします。

お申込み場所・・・(公財)かすがい市民文化財団事務室にて

(公財)かすがい市民文化財団事務室

〒486-0844 愛知県春日井市鳥居松町5-44 文化フォーラム春日井2階

TEL 0568-85-6868 FAX 0568-82-0213

お申込み方法・・・直接ご来館ください

- 1 お申込みの際は、ホール使用料・附属設備使用料をお持ちください。
- 2 受け付けの間違いを防ぐため、直接ご来館ください。
- 3 お申込みの際、催し物の内容について詳しくお尋ねしますので、催し物の内容についてよく把握している方がお越してください。
- 4 「文芸館利用許可申請書」、「ご利用内容確認書」に必要事項を記入していただきます。
- 5 電話によるお申込みは受け付けておりませんが、抽選後の電話での仮予約は受け付けております。

ご利用の変更・取消

- 1 「文芸館利用許可書」発行後に許可書の内容(ご利用日時など)に変更が生じた場合は、ご利用日の2日前までに「文芸館利用変更許可申請書」に「文芸館利用許可書」を添えて提出してください。
- 2 お申込み後に、ご利用者の都合により利用を取消す場合は、速やかに「文芸館利用許可取消承認申請書」に「文芸館利用許可書」を添えて提出してください。(使用料の払戻しについては、9ページをご覧ください。)

3 支払い

使用料の納付

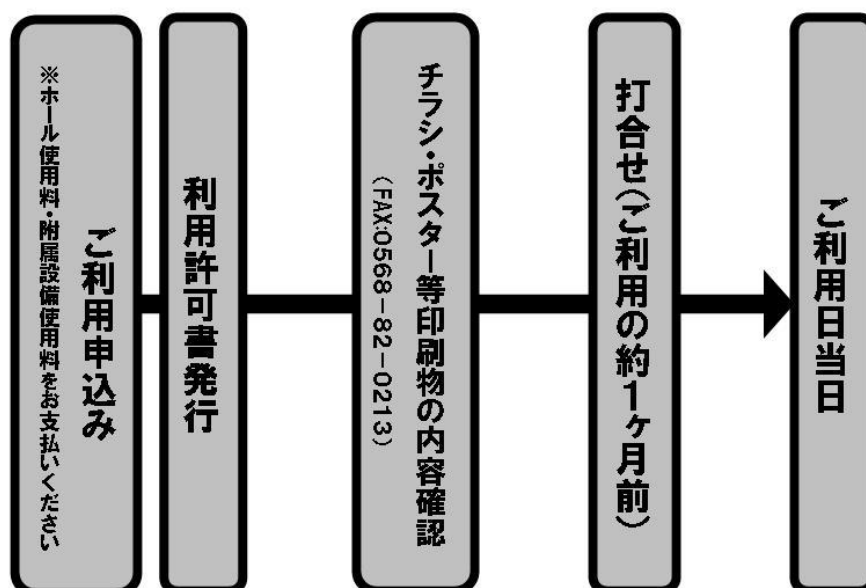
- 1 ご利用申込みの際に、ホール使用料・附属設備使用料を現金でお支払いください。
- 2 ご利用日に追加・変更した附属設備などの使用料は、ご利用最終日のお帰りまでに、事務室にて現金でお支払いください。

使用料の払戻し

一度納めていただいた使用料は、次の場合にのみ払戻しいたします。

払戻しの理由	払戻しの金額
公共の福祉のためやむを得ない理由により、財団理事長が利用の許可を取消しまたは中止を命じたとき。	使用料の100分の100
災害その他ご利用者の責めに帰さない理由により、利用できなくなったとき。	使用料の100分の100
ご利用者が、利用日の10日前までに利用の取消しまたは許可事項の変更を申し出た場合において、相当の理由があると財団理事長が認めるとき。	
1 利用日の30日前まで.....	使用料の100分の100
2 利用日の20日前まで.....	使用料の100分の70
3 利用日の10日前まで.....	使用料の100分の30

ご利用までの流れ



4 注意事項

利用の不許可

【春日井市文芸館条例 第5条】

次の各号のいずれかに該当するときは利用を許可しないことがあります。

- 1 公の秩序または善良な風俗を乱し、または乱すおそれがあると認めるとき。
- 2 文芸館をき損し、または滅失するおそれがあると認めるとき。
- 3 文芸館の管理上支障があると認めるとき。
- 4 その他財団理事長が適当でないとき。

利用の許可の取消し等

【春日井市文芸館条例 第8条】

次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、または利用の中止若しくは退館を命ずることがあります。それにより生じた損害について財団はその責を負いません。(使用料の払戻しについては、9ページをご覧ください。)

- 1 春日井市文芸館条例、同条例施行規則、許可に付けられた条件、および財団理事長の指示に従わなかったとき。
- 2 災害その他の事故により利用できなくなったとき。
- 3 公共の福祉のためやむを得ない理由があるとき。

利用者の遵守事項

【春日井市文芸館条例 第7条、同条例施行規則 第8・9条】

次に掲げる事項を守ってください。

- 1 文芸館の施設等の収容定員を超えて入場させないでください。
- 2 文芸館内外の秩序を保つため必要に応じて整理員を置いてください。
- 3 文芸館の原状の変更または回復、文芸館に入館する方の整理その他文芸館の施設等の利用については、職員の指示に従ってください。
- 4 入館者に次に掲げる事項を守っていただくようお願いしてください。
 - (1) 所定の場所以外で飲食し、喫煙または火気を使用しないでください。
 - (2) 文芸館内を清潔に保つようご協力ください。
 - (3) 騒音を発し、または暴力を用いるなど他人に迷惑を及ぼすような行為をしないでください。
 - (4) 所定の場所以外に出入りしないでください。
 - (5) その他文芸館の管理上不適当と認められるような行為をしないでください。
- 5 許可の際に付けられた条件に従ってください。

目的外利用等の禁止

【春日井市文芸館条例 第9条】

文芸館の施設等を利用の許可を受けた目的以外に利用し、または利用の権利を他人に譲渡し若しくは転貸することはできません。

入館者の制限

【春日井市文芸館条例 第14条】

次のいずれかに該当する方に対して、文芸館への入館を拒絶し、または退館を命ずることがあります。

- 1 感染症にかかっている方
- 2 危険な物品を携帯し、または動物(身体障害者が同伴する身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)第2条第1項に規定する身体障害者補助犬を除く。)を伴う方
- 3 公の秩序または善良な風俗を乱し、または乱すおそれがあると認められる方
- 4 文芸館をき損しまたは滅失するおそれがあると認められる方
- 5 文芸館の管理上支障があると認められる方

原状回復義務

【春日井市文芸館条例 第11・13条、同条例施行規則 第14条】

- 1 文芸館の利用を終わったとき若しくは利用の許可を取り消されたとき、または利用の中止を命ぜられたときは、直ちに文芸館を原状に復してください。
- 2 原状回復義務を履行しないときは、財団理事長がこれを執行し、これに要した費用を利用者から徴収いたします。
- 3 故意または過失により文芸館をき損し、または滅失した方は、直ちにその理由を付けて市長に届け出て、その指示に従ってください。

利用器具等の返還

【春日井市文芸館条例施行規則 第15条】

文芸館の施設等の利用を終了したときは、直ちに利用した設備および器具を職員立会いの上返還してください。

職員の立入り

【春日井市文芸館条例施行規則 第10条】

文芸館の管理上の必要により、利用している文芸館の施設等を職員が出入りする場合は、これに応じてください。